

船舶運航管理令の一部を改正する政令案要綱

現在船舶運營会に期間よう船の形式で貸し渡さなければならぬこととなつてゐる総トン数百トン以上の鋼製船舶のうち、総トン数八百トン未満のものをばくし自由に運航し得ることとする。

このため、第十^三條等について所要の改正を行う。

政令第一号

シ船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は、ボンダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、との政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出を「私人が船舶を貨物船又は漁船の用途に使用する場合」に改める。

第七條第一項を次のように改め、同條第二項及び第三項中「水產廳長官」を「貨物船については海運局長、漁船については水產廳長官」に改める。
私人は、漁船である船舶又は総トン数八百トン未満の貨物船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間より船を含む。）したものを、もつばらそれぞれ漁船又は貨物船の用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

第十三條第一項中「總トン數百トン以上の鋼製船舶」を「總トン數八百トン以上の鋳製船舶」に、「第二條第一項・第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶」を「第二條第一項^(又は)第四條第一項に掲げる用途に使用する船舶」、「第七條第一項の規定により漁船として使用する船舶」に改める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお從前の例による。

裏面白紙

理由

連合國軍最高司令官の指令により、総トン数八百トン未満の貨物船である船舶について、船舶運営会との期間より、^{締結}船契約の強制を解除するため船舶運航管理令を改正する必要があるからである。これがこの政令案を提出する理由である。